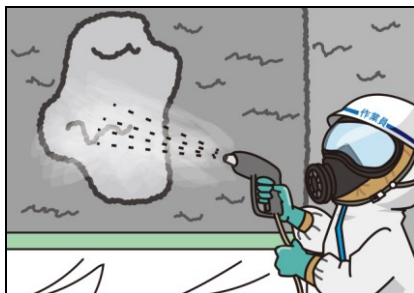


5.5 レベル1～2建材の封じ込め・囲い込み

関係規程：法第18条の14、第18条の19～第18条の20 / 法施行規則第16条の4、第16条の15、別表第7
／ 国マニュアル「4.9.1～4.9.3」

建築物の解体時には、原則として解体に先立ちアスベスト建材を除去しなければなりません。が、建築物の改造・補修の場合にあっては、封じ込め・囲い込みを選択できる場合があります。

ただし、レベル1～2建材の封じ込め・囲い込みをするにあたり、アスベスト含有建材に直接触れない場合であっても、当該作業によってアスベストが飛散するおそれのあるもの※¹については、「5.3 レベル1～2建材の除去（作業場を負圧隔離する方法）」と同様の飛散防止措置が必要となります。



● 封じ込め作業

既存のアスベスト含有建材をそのまま残し、建材への薬液の含浸若しくは造膜剤の散布等によって、建材の表層部や全層を完全に被膜・固着・固定化し、粉じんが飛散しないようにする工法です。

● 囲い込み作業

既存のアスベスト含有建材をそのまま残し、板状材料等で完全に覆うことによって完全に密封し、粉じんの飛散防止、損傷防止等を図る工法です。

留意事項

- 建築基準法では、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールが使用された建築物は既存不適格の扱いとなっており、新たな建築行為を行う場合には、原則、それらを除去する必要があります。ただし、一定規模以下の増改築等の場合は例外的に封じ込め・囲い込みが認められています。
- 既存のアスベスト含有建材に劣化や損傷がある場合、施工時に建材が脱落等するおそれがある場合は封じ込め・囲い込みではなくアスベスト含有建材の除去をする必要があります。
- 封じ込め・囲い込みをした場合、アスベスト含有建材を当該建築物から除去することにならないため、措置後も適切に管理を行い、建築物の解体時には除去を行う必要があります。

※1 アスベスト含有建材に直接触れなくても、建材への薬液の吹付けや振動等によりアスベストが飛散する可能性があります。